

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間：2025年7月1日～2030年6月30日（5年間）

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：計画期間における男性職員の育児休業及び育児を目的とした休暇の取得率を100%とする。【新規】

＜取組内容＞

- 2025年 7月～ ① 配偶者の妊娠・出産の申し出をした男性職員に対し、産後パパ育休及び育児休業等について個別に周知するとともに、取得の意向を確認する。
② 採用時研修等において、パンフレット等を用いて、産後パパ育休及び育児休業制度等の周知と利用促進を図る。
③ 育児を行う男性職員が、産後パパ育休及び育児休業等の制度を利用しやすい環境整備に努めるよう、所属長や職員に啓発を行う。

目標2：所定時間外労働及び休日労働の年間合計時間数の1月あたりの平均が20時間を超えるフルタイム職員をゼロにする。【新規】

＜取組内容＞

- 2025年 7月～ 職員の所定労働時間外労働・休日労働の時間数を定期的に把握し、所定時間外労働・休日労働の多い職員に個別の働きかけを行う。
- 2025年 8月～ 介護・支援現場におけるＩＣＴ導入による業務効率化の実施
- 2026年 4月～ 労働時間をより適切に管理するため、勤怠管理システムを導入

目標3：ハラスメント防止に関する啓発や研修を実施し、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の是正を図る。【継続】

＜取組内容＞

- 2025年 7月～ ① ハラスメント防止に関する研修を管理職対象に実施する。
② 研修を受講した管理職は、研修内容を各施設に持ち帰り、それぞれの所属職員に対し研修を実施する。
③ 次年度以降は毎年7月頃に継続実施する。